

越前市長 奈良 俊幸様

越前市監査委員 赤川 廣喜

同 増田 仁視

同 西野 与五郎

平成25年度 財政援助団体等監査結果報告の提出について  
(福井県和紙工業協同組合)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定による、平成25年度財政援助団体等の監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成25年9月18日(水)～平成25年9月19日(木)

2 監査の対象

福井県和紙工業協同組合

(当該団体への財政的援助に関係する所管課等の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、公の施設の指定管理者である福井県和紙工業協同組合における出納その他の事務並びに柳荘管理協会の事業に係る所管課の事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成24年度について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 公の施設は、条例、関係規定、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ウ 実績報告書は適切に作成されているか。また、所管課においては十分な確認が行われているか。

- エ 利用促進のための努力は、なされているか。
- オ 管理に関する協定は適切に締結されているか。
- カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切か。
- キ 所管課は指定管理者の指定にかかる手続を適切に行っているか。
- ク 所管課は指定管理者の管理状況を十分に把握し、必要な指導を行っているか。
- ケ 所管課において、指定管理者制度を導入した効果について検証は行われているか。

## (2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、実施した。なお、重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 公の施設の管理が、条例、関係規定、協定書等に基づき適切に行われているかについて、書面審査・実地調査により確認した。
- イ 施設の指定管理者としての事業成績及び財政状況が他の事業と区分され、それぞれ適正に財務諸表に表示されているかについて、各科目ごとに検証した。
- ウ 財務諸表の各計数について確認を行い、経営成績及び財政状態の分析を行った。
- エ 総勘定元帳、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金等の出納・保管状況について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 利用状況を確認するとともに、利用促進に向けた取組み状況について確認した。
- キ 使用料等の収入事務及び附属設備の使用許可が適正に行われているかについて確認した。
- ク 指定管理者制度を導入した効果の検証状況について、関係職員から説明を聴取し確認した。
- ケ 公の施設の所管課が管理団体に対して適時かつ的確に報告を求め、適切な指導を行っているかについて、書面調査、関係職員等からの説明聴取により確認した。

## 第2 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認めるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。また、改善や検討が望まれる事項については意見を付す。

別紙のとおり

## 別紙

### <指摘事項>

和紙の里3館の経理について

和紙の里3館の受付・管理人等のアルバイト料及び講師謝金については委託料に計上されているが、人件費に計上すべきである。正しい経理に努めるよう指導されたい。

### <意見>

繰越財源について

指定管理施設の収支は、本来施設ごとに繰越がある場合は翌年度に財源として計上すべきであるが、「和紙の里3館の指定管理に係る収益の取扱いについて」の確認事項に基づき、計上されないまま事業が継続されている。繰越財源の計上方法を改善されたい。また、平成24年度の和紙の里3館等の収支決算における事務費合計は、予算額97万円に対し決算では261万円となっている。23年度も予算額61万円に対し決算では162万円へと安易に増額されていた。受託予算額に対する事務費について一定の基準を定められたい。